

議第103号

山形県県税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、山形県県税条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分したことについて承認する。

提 案 理 由

地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）の施行に伴う山形県県税条例の一部を改正する条例の制定については、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により承認を求めるため提案するものである。

専第16号

山形県県税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり山形県県税条例の一部を改正する条例を制定することについて専決処分する。

令和3年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県県税条例の一部を改正する条例

山形県県税条例（昭和29年5月県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第131条の7第3項中「記名押印した」を「その氏名又は名称を記載した」に改め、同条第6項中「記名押印しなければ」を「その氏名又は名称を記載しなければ」に改める。

第135条の3第1項中「同条第2項」を「同条第2項又は第3項」に改め、同項第1号イ(ロ)中「令和2年度以降」を「令和12年度以降」に、「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。）を「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の65を乗じて得た数値」に改め、同号イに次のように加える。

(ハ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて令和2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。）以上であること。

第135条の3第1項第1号ロ(ロ)中「令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110」を「令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75」に改め、同号ロに次のように加える。

(ハ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第135条の3第1項第1号ハ中「又はトラック」を削り、同号ハ(ロ)を次のように改める。

(ロ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第135条の3第1項第1号ホ中「第9条の4第5項」を「第9条の4第6項」に改め、同号ホ(ロ)中「100分の110」を「100分の115」に改め、同号中ホをへとし、同号ニ中「第9条の4第4項」を「第9条の4第5項」に改め、同号ニ(ロ)中「100分の105」を「100分の110」に改め、同号中ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第4項に規定するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ロ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

第135条の3第1項第2号イ中「第9条の4第6項」を「第9条の4第7項」に改め、同号イ(イ) a中「第9条の2第16項」を「第9条の2第18項」に改め、同号イ(イ) b中「第9条の2第17項」を「第9条の2第19項」に改め、同号イ(ロ)中「令和2年度基準エネルギー消費効率」を「令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の65を乗じて得た数値」に改め、同号イに次のように加える。

(ハ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第135条の3第1項第2号ロ中「第9条の4第7項」を「第9条の4第8項」に改め、同号ロ(ロ)

中「令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110」を「令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75」に改め、同号ロに次のように加える。

(ハ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第135条の3第1項第3号ニを削り、同号ハ中「第9条の4第10項」を「第9条の4第13項」に改め、同号ハ(イ) a 中「第9条の2第24項」を「第9条の2第29項」に改め、同号ハ(イ) b 中「第9条の2第25項」を「第9条の2第30項」に改め、同号中ハをホとし、同号ロ中「第9条の4第9項」を「第9条の4第12項」に改め、同号ロ(ロ)中「100分の110」を「100分の115」に改め、同号中ロをニとし、同号イ中「第9条の4第8項」を「第9条の4第11項」に改め、同号イ(イ)を次のように改める。

(イ) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年軽油軽中量車基準に適合すること。

b 平成21年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

第135条の3第1項第3号イ(ロ)中「100分の105」を「100分の110」に改め、同号中イをハとし、ハの前に次のように加える。

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第9項に規定するもの

(イ) 道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第22項に規定するもの（以下この条において「平成30年軽油軽中量車基準」という。）又は同法第41条第1項の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第23項に規定するもの（以下この条において「平成21年軽油軽中量車基準」という。）に適合すること。

(ロ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の65を乗じて得た数値以上であること。

(ハ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第10項に規定するもの

(イ) 平成30年軽油軽中量車基準又は平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

(ロ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75を乗じて得た数値以上であること。

(ハ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第135条の3第2項中「第4項」を「第4項又は第5項」に改め、同項第1号イ中「営業用の乗用車」を「乗用車」に、「第9条の4第12項」を「第9条の4第14項」に改め、同号イ(ロ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110」を「令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60」に改め、同号イに次のように加える。

(ハ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第135条の3第2項第1号ロを削り、同号ハ中「第9条の4第14項」を「第9条の4第15項」に改め、同号ハ(ロ)中「100分の110」を「100分の115」に改め、同号中ハをロとし、同号ニ中「第9条の4第15項」を「第9条の4第16項」に改め、同号ニ(ロ)中「以上」を「に100分の105を乗じて得た数値以上」に改め、同号中ニをハとし、同号ホ中「第9条の4第16項」を「第9条の4第17項」に改め、同号ホ(ロ)中「100分の105」を「100分の110」に改め、同号中ホをニとし、同項第2号を次のように改める。

(2) 石油ガス自動車（乗用車に限る。）のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条

の4第18項に規定するもの

イ 次のいずれかに該当すること。

(イ) 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(ロ) 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

ロ エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60を乗じて得た数値以上であること。

ハ エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第135条の3第2項第3号ニを削り、同号ハ中「第9条の4第21項」を「第9条の4第22項」に改め、同号中ハをニとし、同号ロ中「第9条の4第20項」を「第9条の4第21項」に改め、同号ロ(ロ)中「100分の105」を「100分の110」に改め、同号中ロをハとし、同号イ中「第9条の4第19項」を「第9条の4第20項」に改め、同号イ(ロ)中「以上」を「100分の105を乗じて得た数値以上」に改め、同号中イをロとし、ロの前に次のように加える。

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第19項に規定するもの

(イ) 平成30年軽油軽中量車基準又は平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

(ロ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60を乗じて得た数値以上であること。

(ハ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第135条の3第3項中「次項」を「次項又は第5項」に改め、同条第4項中「第1項(第1号イからハまで)」を「第1項(第1号イからニまで)」に、「第2項(第1号イからハまで)」を「第2項(第1号イ及びロ)」に、「第9条の2第27項」を「第9条の2第32項」に、「同条第28項」を「同条第33項」に改め、同項の表を次のように改める。

第1項第1号イ(ロ)	同条第5号に規定する基準エネルギー消費効率(以下「基準エネルギー消費効率」という。)であつて令和12年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の65	法第149条第2項に規定する基準エネルギー消費効率であつて平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この号及び次項第1号において「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の141
第1項第1号イ(ハ)	基準エネルギー消費効率であつて令和2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。)	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値
第1項第1号ロ(ロ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の162

第1項第1号ロ(ハ)及びハ(ロ)	令和2年度基準エネルギー消費効率	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値
第1項第1号ニ(ロ)	基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の120	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150
第2項第1号イ(ロ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の130
第2項第1号イ(ハ)	令和2年度基準エネルギー消費効率	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値
第2項第1号ロ(ロ)	平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の144

第135条の3に次の1項を加える。

- 5 第1項(第1号イ及びロ、第2号並びに第3号イ及びロに係る部分に限る。)及び第2項(第1号イ、第2号及び第3号イに係る部分に限る。)の規定は、令和12年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則第9条の2第35項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、令和2年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として同条第36項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1項第1号イ(ロ)	令和12年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の65	令和2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の94
第1項第1号ロ(ロ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の109
第1項第2号イ(ロ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の65	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の94

第1項第2号ロ(ロ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の109
第1項第3号イ(ロ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の65	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の94
第1項第3号ロ(ロ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の109
第2項第1号イ(ロ)、 第2号ロ及び第3号イ (ロ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の87

附則第13条の9第2項中「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附則第14条第1項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第14条の3第1項、第3項、第4項及び第6項中「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附則第14条の4第1項、第3項及び第4項並びに附則第15条の2の3第1項、第4項及び第5項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第15条の2の5の2中「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附則第15条の2の5の3第1項中「同条第4項」を「同条第4項又は第5項」に改める。

附則第15条の2の6第1項中「同条第4項」を「同条第4項又は第5項」に改め、同項の表中「第4項」を「第4項又は第5項」に改め、同条第2項中「同条第4項」を「同条第4項又は第5項」に、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

附則第15条の2の7第1項中「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」に改め、同項第1号中「令和2年度」を「令和7年度」に改め、同条第2項中「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」に、「乗車定員30人未満の附則第15条の2の7第2項に規定する路線バス等にあつては、200万円」を「乗車定員30人以上の附則第15条の2の7第2項に規定する路線バス等のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車（空港法（昭和31年法律第80号）第2条に規定する空港又は同法附則第2条第1項に規定する空港法施行令（昭和31年政令第232号）附則第2条に規定する飛行場を起点又は終点とするもので施行規則附則第4条の11第4項に規定するものに限る。）にあつては800万円とし、乗車定員30人未満の附則第15条の2の7第2項に規定する路線バス等にあつては200万円とする。」に改め、同項第1号中「令和2年度」を「令和7年度」に改め、同項第2号中「附則第4条の11第4項」を「附則第4条の11第5項」に改め、同条第3項中「附則第4条の11第5項」を「附則第4条の11第6項」に、「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」に改め、同項第1号中「令和2年度」を「令和7年度」に改め、同項第2号中「附則第4条の11第6項」を「附則第4条の11第7項」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。次項及び第6項において同じ。）が8トンを超え20トン以下のトラック（施行規則附則第4条の11第13項に規定するけん引自動車及び被けん引自動車を除く。次項第3号及び第4号において同じ。）であつて、同法第41条第1項の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び次項において「車両安定性

制御装置」という。)に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4条の11第11項に規定するもの(次項において「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。)、同法第41条第1項の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項及び次項において「衝突被害軽減制動制御装置」という。)に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4条の11第9項に規定するもの(次項において「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。)、同法第41条第1項の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項及び次項において「車線逸脱警報装置」という。)に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4条の11第10項に規定するもの(次項において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。)及び同法第41条第1項の規定により令和4年5月1日以降に適用されるべきものとして定められた左側面への衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項及び第6項において「側方衝突警報装置」という。)に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4条の11第12項に規定するもの(第6項において「側方衝突警報装置に係る保安基準」という。)のいずれにも適合するものうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置、車線逸脱警報装置及び側方衝突警報装置を備えるもの(施行規則附則第4条の11第8項に規定するものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第135条の2の規定の適用については、当該自動車の取得が令和3年10月31日までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)から525万円を控除して得た額」とする。

附則第15条の2の7第5項中「第1号から第3号までに掲げる自動車にあつては当該自動車の取得が令和元年11月1日から令和3年3月31日までに行われたときに限り、第4号に掲げる自動車にあつては当該自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日まで」を「当該自動車の取得が令和3年10月31日まで」に、「同項中」を「同条中」に改め、同項第1号中「バス等」を「乗用車(施行規則附則第4条の11第15項に規定するものに限る。)」又はバス(同条第16項に規定するものに限る。)(次号において「バス等」という。))に改め、同条第6項を削り、同条第7項中「バス等又は車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック若しくは車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラック」を「車両総重量が8トンを超えるトラック(施行規則附則第4条の11第18項に規定する被けん引自動車を除く。))」に、「平成27年8月1日」を「令和4年5月1日」に、「車線逸脱警報装置に係る保安基準」を「側方衝突警報装置に係る保安基準」に、「車線逸脱警報装置を」を「側方衝突警報装置を」に、「附則第4条の11第16項」を「附則第4条の11第17項」に、「令和2年10月31日(バス等及び車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックにあつては、令和元年10月31日)」を「令和5年3月31日」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第4条の11第17項」を「附則第4条の11第19項」に改め、同項を同条第7項とする。

附則第15条の3第2項第4号中「同イ(ロ)」を「同イ(ハ)」に改め、同項第6号中「第135条の3第1項第3号イ(イ)a」を「第135条の3第1項第3号イ(イ)」に改め、「同(イ)bに規定する」を削る。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の山形県県税条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、この条例の施行の日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。